

# 松浜雨水ポンプ場調整池工事 入札説明書

新 潟 市  
令和3年12月21日

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 工事名

松浜雨水ポンプ場調整池工事

### (2) 工事場所

新潟市北区松浜みなと 地内

### (3) 工事概要

雨水調整池築造 貯留量  $V = 16,500 \text{ m}^3$

基礎杭  $N = 140$  本

### (4) 工種

土木一式工事

### (5) 完成期限

令和8年3月13日まで

### (6) 予定価格

開札後に公表

### (7) 調査基準価格

開札後に公表

### (8) 支払条件

令和3年度 前払金・部分払 有り

令和4年度 前払金・部分払 有り

令和5年度 前払金・部分払 有り

令和6年度 前払金・部分払 有り

令和7年度 前払金 有り

### (9) 建設リサイクル法の適用

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事であるため、工事請負契約書に（1）分別解体等の方法（2）解体工事に要する費用（3）再資源化等をするための施設の名称及び所在地（4）再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入が必要となる。

## 2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格条件をすべて満たした特定共同企業体で、かつ、入札参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 特定共同企業体の資格条件

ア 構成員数は、4社とする。

イ 各構成員は、本件工事に係る入札において、同時に2以上の特定共同企業体の構成員になることができない。

ウ すべての構成員の出資比率が10%以上であること。また、代表者となる構成員の出資比率は、当該特定共同企業体の構成員中最大でなければならない。

### (2) 特定共同企業体の構成員の資格条件

ア 土木一式工事について、本市の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- ウ 公告日から開札日までの期間中に、新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領（以下「指名停止要領」という）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- オ 次の（ア）から（キ）までのいずれにも該当しない者であること。
- （ア）暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - （イ）暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - （ウ）役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員である者
  - （エ）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - （オ）自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - （カ）暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - （キ）その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- カ 特定共同企業体の代表構成員は、2（2）のアからオまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。
- （ア）建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値通知書（本件工事の入札参加資格申請の日時点で有効かつ最新のものとする。以下同じ。）における土木一式の総合評定値が1,350点以上であること。
  - （イ）土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
  - （ウ）平成13年4月1日以降に竣工した、請負金額10億円以上の下水道法上の処理場又はポンプ場（都市下水路を含む）の新設・増設の土木工事（工事内容に鉄筋コンクリート造の水槽構造物を含むものに限る。）の元請実績（単体、又は共同企業体の代表者の実績に限る。）を有すること。または、平成13年4月1日以降に竣工した、請負金額10億円以上の下水道類似施設（地域し尿処理施設（コミュニティープラント）、農業集落排水施設等）若しくは上水道施設等（上水道施設、調整池、防火用水槽、プール等）の新設・増設の土木工事（工事内容に鉄筋コンクリート造りの水槽構造物を含むものに限る。）の元請実績（単体、又は共同企業体の代表者の実績に限る。）を有すること。
  - （エ）配置予定技術者として、一級土木施工管理技士等の国家資格（これと同等以上の資格を有すると国土交通省に認定されている者を含む）を有し、かつ、建設業法における土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了している者を施工現場に専任で配置できること。  
当該配置予定技術者は、平成13年4月1日以降に竣工した、請負金額3億円以上の下水道法上の処理場又はポンプ場（都市下水路を含む）の新設・増設の土木工事（工事内容に鉄筋コンクリート造の水槽構造物を含むものに限る。）の元請実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が総出資額の10分の3以上のものに限る。）を有すること。または、平成13年4月1日以降に竣工した、請負金額3億円以上の下水道類似施設（地域し尿処理施設（コミュニティープラント）、農業集落排水施設等）若しくは上水道施設等（上水道施設、調整池、防火用水槽、プール等）の新設・増設の土木工事（工事内容に鉄筋コンクリート造りの水槽構造物を含むものに限る。）の元請実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が総出資額の10分の3以上のものに限る。）を有すること。なお、配置予定技術者の実績としては、施工した期間の7割以上の期間を監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事したという証明がある場合に限り認める。
- キ 特定共同企業体の第2位構成員は、2（2）のアからオまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。

- (ア) 経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が1, 100点以上であること。
- (イ) 土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- (ウ) 平成18年4月1日以降に竣工した、請負金額1億円以上の下水道土木一式工事の元請実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が総出資額の10分の2以上のものに限る。）を有すること。
- (エ) 配置予定技術者として、一級土木施工管理技士等の国家資格（これと同等以上の資格を有すると国土交通省に認定されている者を含む）を有し、かつ、建設業法における土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了している者を施工現場に専任で配置できること。
- 当該配置予定技術者は、平成18年4月1日以降に竣工した、請負金額5千万円以上の下水道土木一式工事の元請実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が総出資額の10分の2以上のものに限る。）を有すること。なお、配置予定技術者の実績としては、施工した期間の全ての期間を監理技術者又は主任技術者として従事したという証明が有る場合に限り認める。
- ク 特定共同企業体の第3位構成員は、2（2）のアからオまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。
- (ア) 経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が980点以上であること。
- (イ) 土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- (ウ) 配置予定技術者として、一級土木施工管理技士等の国家資格（これと同等以上の資格を有すると国土交通省に認定されている者を含む）を有し、かつ、建設業法における土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了している者を施工現場に専任で配置できること。
- ケ 特定共同企業体の第4位構成員は、2（2）のアからオまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。
- (ア) 経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が800点以上であること。
- (イ) 土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- (ウ) 配置予定技術者として、一級土木施工管理技士等の国家資格（これと同等以上の資格を有すると国土交通省に認定されている者を含む）を有し、かつ、建設業法における土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了している者を施工現場に専任で配置できること。
- コ 2（2）のカ（エ）、キ（エ）、ク（ウ）及びケ（ウ）に掲げる者は、本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月を経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、契約日時点で本件工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

### 3 競争入札参加申請

競争入札参加希望者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

#### (1) 提出書類

##### ア 一般競争入札参加申請書【第1号様式】

《添付書類》

- ・参加申請書受付票の写し
- ・各構成員の特定建設業の許可書の写し
- ・各構成員の経営規模等評価結果通知書総合評点値通知書の写し  
（本件工事の入札参加資格申請の日時点で、有効かつ最新のものとする。以下同じ。）
- ・各構成員の施工実績調書【第2号様式その1・その2】
- ・各構成員の配置予定技術者調書【第3号様式その1・その2】

- ・ 監理技術者資格者証の写し（両面）
- ・ 監理技術者講習終了証の写し
- ・ 各構成員の暴力団等の排除に関する誓約書【第7号様式】
- ・ 「施工実績調書」及び「配置予定技術者調書」の記載内容が確認できる契約書又は、施工実績証明書又は図面及び仕様書等の写し（入札参加資格に関する条件を満たしていることが確認できるものを添付すること）。なお、契約書等については、一般財団法人日本建設情報総合センターの「登録内容確認書（工事实績）」の写しにより代えることが出来る。また、「施工実績調書」及び「配置予定技術者調書」の記載内容が確認できる添付書類については、言語が日本語以外の場合は、その日本語訳を付記又は添付すること。

#### イ 特定共同企業体入札参加資格審査申請書【第4号様式】

《添付書類》

- ・ 委任状【第5号様式】
- ・ 建設工事特定共同企業体協定書（構成員の部数と提出用1部を作成し、1部のみ提出すること。）

#### (2) 提出期間及び方法

令和3年12月21日から令和4年1月11日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日まで（以下「休日等」という。）を除く、午前8時30分から午後5時まで）の間に電子入札システムを通じて参加申請したうえで、4（5）に掲げる部課へ書類を持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

- (3) 令和3・4年度新潟市競争入札参加資格者名簿（工事関係）に登録されていない者又は同名簿に登録されているが、土木一式工事に登録が認められていない者が特定共同企業体の構成員にいる場合の提出書類は、3（1）のア及びイの提出書類に加えて、特定調達契約に係る建設工事入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。参加申請に際し、電子入札システムを利用できない場合は、電子入札システムを通じた参加申請は不要とする。ただし、この場合、入札書の提出方法のうち、電子入札システムによる提出は行うことが出来ない。

#### (4) 申請書類の入手方法

申請書類は新潟市役所ホームページ「入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）」からダウンロード可能。また、令和3年12月21日から令和4年1月11日まで（休日等を除く、午前8時30分から午後5時まで）の間、4（5）に掲げる部課において無償で交付する。

#### 4 書類の作成及び提出に関する留意事項

3に掲げた申請書並びにその添付書類、質疑書、理由説明請求に係る書面及び入札書の作成及び提出等の取り扱いについては以下のとおりとする。

- (1) 書類の作成に係る費用は申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 申請する企業体の名称は、「〇〇・〇〇・〇〇・〇〇特定共同企業体」とすること。
- (5) 提出先

郵便番号951-8550  
 新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
 新潟市財務部契約課（市役所本館2階）  
 TEL 025-226-2217（直通）  
 FAX 025-225-3500  
 メール keiyaku@city.niigata.lg.jp

- (6) その他 各項目を熟読のこと。

## 5 配置技術者の届出

- (1) 落札候補者は、通知到着の翌営業日までに資格確認を受けた技術者（13（3）に該当する場合は、当該技術者を含む。）について配置技術者届出書【第8号様式その1】を構成員ごとに作成し、4（5）に掲げる部課に1部を提出すること。技術者記入欄が不足する場合は、配置技術者届出書（特定共同企業体用）【第8号様式その2】に記載すること。
- (2) 本件工事が完成するまでの間は、資格確認を受けた技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が、2に定める資格条件（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合はこの限りでない。
- (3) 落札候補者決定後、配置技術者の専任配置を確認するための調査の結果により、落札候補者を取消すことがある。
- (4) 配置技術者と現場代理人の兼任は妨げない。

## 6 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認は、令和4年1月20日までに一般競争入札参加資格確認結果通知書【第6号様式】を、当該参加申請を行なった者（特定共同企業体の代表構成員。以下同じ。）に郵送により通知する。この場合、入札参加資格がないと認められた者には、理由を付して郵送により通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和4年1月31日まで（休日等を除く、午前8時30分から午後5時まで）に4（5）に掲げる部課に書面（様式は自由）を提出により説明を求められることができる。この場合、説明を求めた者に対し、令和4年2月7日午後5時まで書面で回答する。

## 7 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者又はその構成員が、次のいずれかに該当するときは、本件工事に係る入札に参加することができない。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 3（1）に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札説明書の交付等

### (1) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

新潟市役所ホームページ「入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）」からダウンロード可能。また、令和3年12月21日から令和4年1月1日まで（休日等を除く、午前8時30分から午後5時まで）の間4（5）に掲げる部課において無償で交付する。なお、交付部数は、各者1部ずつとする。

### (2) 設計図書の入手方法等

#### ア 設計図書の入手方法

新潟市役所ホームページ「入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）」からダウンロード可能。また、令和3年12月21日から令和4年1月1日まで（休日等を除く、午前8時30分から午後5時まで）の間4（5）に掲げる部課において閲覧可能。なお、設計図書のデータを記録したCDを希望する場合は、令和3年12月21日から令和4年1月1日まで（休日等を除く、午前8時30分から午後5時まで）の間4（5）に掲げる部課に引き換え用のCD-R（未使用700MB）を持参すること。

#### イ 設計図書等に対する質問（質問のある場合のみ提出すること）

(ア) 設計図書等に対する質問がある場合は、令和3年12月21日から令和4年1月24日まで（休日等を除く、午前8時から午後5時まで）の間に電子入札システムを通じて質疑書を提出すること。

(イ) 電子入札システムを利用できない者は、持参、郵送、FAX、電子メールにより4（5）の部課へ（休日等を除く、午前8時30分から午後5時まで）提出すること。この場合の回答は、新潟市役所ホームページ「入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）」へ掲載する。

- (ウ) 上記(ア)、(イ)の質疑書に対する回答書は、質問締切日から5営業日以内に掲載する。なお、質問件数が多数に及ぶ等、事務処理上5営業日以内の回答が困難なとき又は、その他合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延期することもある。
- ウ 入札説明書及び設計図書を入手した者は、これらを当該入札以外の目的で使用してはならない。

## 9 工事費内訳書の提出

本工事の入札においては、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を提出すること。内訳書の作成については、下記の点に留意すること。なお、開札後に工事費内訳書の審査を行う。審査の結果、下記の点について不備が見受けられた場合、当該入札者は失格とする。

- (1) 内訳書の内容が入札書の内容と一致すること。
- (2) 内訳書の内容は、市の設計書と同じ項目を網羅してあること。(積算の都合上、市の設計書と金額の記載場所が異なっても可とする。)
- (3) 工事費内訳書を提出しない者の入札は無効とする。また、提出にあたっては、入札参加者名及び工事名称を必ず記入すること。

## 10 入札及び開札における留意事項

### (1) 入札期間及び開札予定日時

#### ア 入札期間

令和4年2月3日から令和4年2月9日 午後5時まで

#### イ 開札予定日時

令和4年2月14日 午前10時

### (2) 入札参加者は、次のいずれかの方法により入札書を提出すること。

#### ア 電子入札システムによる入札書の提出

(ア) 10(1)アに定める期間に、特定共同企業体の代表構成員が単体として利用者登録したICカードを用いて、電子入札システムにより入札書を提出すること。

(イ) 入札にあたっては、工事費内訳書を電子ファイル化し、電子入札システムを通じて入札書提出の際に添付すること。なお、工事費内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。

#### イ 持参による入札書の提出

(ア) 入札書を封筒に入れ封かんし、封筒の表面に入札件名、入札参加者名を記載するとともに「入札書在中」と記載し、10(1)アに定める期間に4(5)の部課へ提出すること。

(イ) 入札書の提出にあたっては、次の書類を一緒に提出すること。

- ・工事費内訳書：合計金額は入札金額と一致させること。
- ・紙入札方式参加承諾願：電子入札システムを利用できない理由欄には「政府調達協定対象案件」と記載すること。
- ・くじ入力番号用紙：工事名、任意の3桁の数字、特定共同企業体の名称、代表者氏名を記載し、代表者印を押印すること。(様式は任意)

#### ウ 郵送による入札書の提出

(ア) 二重封筒とし、入札書は内封筒に入れ、外封筒の表書きとして「令和4年2月14日 開札 下管第25号 松浜雨水ポンプ場調整池工事 入札書在中」と記載し、入札書及び次の(イ)に記載した書類を同封すること。また、裏側又は表側の左下部に入札参加者名を記載し、10(1)アに定める期間に4(5)の部課へ到着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

(イ) 入札書の提出にあたっては、次の書類を一緒に提出すること。

- ・工事費内訳書：合計金額は入札金額と一致させること。
- ・紙入札方式参加承諾願：電子入札システムを利用できない理由欄には「政府調達協定対象案件」と記載すること。
- ・くじ入力番号用紙：工事名、任意の3桁の数字、特定共同企業体の名称、代表者氏名を記載し、代表者印を押印すること。(様式は任意)

- エ 加入電信，電報，電話その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は，本市が示した設計図書，入札説明書及び新潟市契約規則等を熟知の上，入札をしなければならない。
- (4) 紙入札を行う者は，次の事項に留意すること。
- ア 入札参加者及びその代理人は，本工事に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- イ 入札参加者又はその代理人は，本市様式の入札書【別記様式第1号】及び委任状【別記様式第2号】を使用すること。
- ウ 入札参加者又はその代理人は，次の各号に掲げる事項を記載した別記様式による入札書を提出しなければならない。
- (ア) 入札参加者の住所，会社（商号）名，入札者氏名及び押印（外国人にあっては，署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
- (イ) 代理人が入札する場合は，入札参加者の住所，会社（商号）名，受任者氏名（代理人の氏名）及び押印
- (ウ) 工事番号及び工事名
- (エ) 工事場所
- (オ) 入札金額
- エ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本通貨による表示に限る。
- オ 入札書及び委任状は，ペン又はボールペン（えんぴつ又は消せるボールペンは不可）を使用すること。
- カ 入札参加者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について，契約者使用印を押印しておくこと。（ただし，入札金額の訂正は認めない。）
- (5) 入札書等の引換え，変更，取消は認めない。
- (6) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき，又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは，入札を中止し，又は入札期日を延期することがある。
- (7) 入札参加者が少数で競争性が確保できないと判断される場合は，入札を中止する場合がある。
- (8) 談合情報等により，公正な入札が行われぬおそれがあると認められるときは，抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (9) 落札候補者の決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた金額）をもって落札候補者を決定する入札価格とするので，入札参加者又はその代理人は，消費税法に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 初度の入札において落札候補者がいないときは，入札の条件を変更しないで1回を限度とし，再度の入札を行う。

## 11 無効の入札書

次の各号に該当する入札は，これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札，又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項中，入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理者がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によつた入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 3（1）に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (7) 入札書等を提出する場合に，10（2）に定める方法をとらない入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札



(9) 11の(4)又は(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

## 12 落札候補者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、1(6)に定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(以下「最低価格入札者」という。)で、工事費内訳書等の審査(以下「内訳書審査」という。)において不備のない者を落札候補者とする。
- (2) 開札の結果、最低価格入札者が2者以上あるときは、電子くじ(入札者が入力したくじ入力番号の合計、入札時刻等の任意の数値を用いた演算式等により決定する方式をいう。次項において同じ)を実施し、その上で、内訳書審査において不備の無い者を落札候補者と決定する。その場合において、10(2)イ及びウの方法により入札した者については、入札執行者が入札額及びくじ入力番号を電子入札システムに入力して行う。
- (3) 最低価格入札者の入札価格が低入札価格調査を行う場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る場合は、新潟市低入札価格調査実施要領(以下「低入札調査要領」という。)第6条に定める調査(以下「低入札価格調査」という。)を行う。
- (4) 12(3)の調査において、調査基準価格は、当該工事に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額(円未満切り捨て)とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.3を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.3を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。
  - ア 直接工事費の額に10分9.7を乗じて得た額(円未満切り捨て)
  - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切り捨て)
  - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切り捨て)
  - エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額(円未満切り捨て)
- (5) 12(3)の調査において、最低価格入札者の入札価格が、次に定める失格基準を下回る場合は、その入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとみなし、失格とする。

失格基準となる価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、別紙に定めるランダム係数を乗じ、さらに100分の110を乗じて得た額(円未満切り捨て)とする。

  - ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切り捨て)
  - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切り捨て)
  - ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額(円未満切り捨て)
  - エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額(円未満切り捨て)
- (6) 12(1)又は(2)で最低価格入札者と決定した者が内訳書審査において失格となった場合においては、予定価格の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格(以下「次順位価格」という。)が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を最低価格入札者と決定し、次順位価格者が調査基準価格を下回る価格であるときは、当該入札者につき低入札価格調査を行う。この規定は、落札候補者が決定するまで順次行うものとする。
- (7) 12(3)の調査の場合、令和4年2月17日午後3時まで、4(5)に掲げる部課へ低入札価格調査要領第6条第4項に掲げる資料を提出しなければならない。
- (8) 12(3)の調査の結果、落札候補者とし不在の場合においては、次順位価格者が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を最低価格入札者と決定し、次順位価格者が調査基準価格を下回る価格であるときは、当該入札者につき低入札価格調査を行う。この規定は、落札候補者が決定するまで順次行うものとする。
- (9) 12(3)の調査にあたっては、最低価格入札者は調査のために必要な指示に従わなければならない。指示に従わない場合には、落札候補者とし不在のものとする。
- (10) 12(1)又は(2)の結果については、原則として、開札の翌日から5営業日以内に対象者へ通知する。

- (11) 落札候補者を決定した場合において、落札候補者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札候補者を決定したこと、落札候補者の氏名及び住所、金額並びに当該請求者が落札候補者とされなかった理由（当該請求を行った入札書の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）について、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。
- 13 調査基準価格未満の金額で入札を行った者との契約
- (1) 16の規定にかかわらず、新潟市契約規則第33条及び34条の規定による契約保証金の額は、10分の3以上とする。
- (2) 前払金は、前払金の実施についての要綱の規定による。なお、中間前払金の支払いは行わない。
- (3) 特定共同企業体の代表構成員及び第2位構成員は、2(2)に定める技術者の要件と同一の要件（ただし、基準日は落札候補者決定日とし、技術者の要件として施工実績を掲げている場合はこれを除く。）を満たす技術者を、資格確認を受けた技術者とは別に、施工現場に専任で1名配置しなければならない。この場合、配置するすべての技術者について、配置技術者届出書【第8号様式その1】、技術者記入欄が不足する場合は、配置技術者届出書（特定共同企業体用）【第8号様式その2】及び監理技術者資格者証の写し（両面）、及び監理技術者講習終了証の写しを5(1)に定める方法により提出すること。
- 14 議会の議決要件  
無
- 15 入札保証金  
新潟市契約規則第10条第1項第2号の規定により免除する。
- 16 契約保証金  
新潟市契約規則第33条及び34条の規定による。
- 17 請負賠償責任保険  
特定共同企業体として、支払保険金額が、身体については、1名につき1億円以上、1事故につき3億円以上、財物については、1事故につき1千万円以上のもの、又は対人・対物等総額3億円以上の補償に加入すること。詳しくは、新潟市役所ホームページ「入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）」から「請負業者賠償責任保険について」を参照すること。
- 18 契約書の作成
- (1) 契約書を作成する場合には、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別な事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 19 苦情申立  
本件における競争入札参加資格の確認その他の手続等に関し、政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- 20 本工事に関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無  
無
- 21 契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
4(5)に掲げる部課

## 22 その他

- (1) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加
  - 2(2)アに掲げる当該参加資格者名簿に登載されていない者が競争に参加するためには、開札の時までに当該参加者資格者名簿に登載され、かつ本工事の競争入札参加資格の認定を受けなければならない。
- (2) 開札後、次のいずれかに該当するときは、指名停止要領第2条の規定により、指名停止の措置を行う。
  - ア 最低価格入札者となった者が、正当な理由なく落札候補者又は落札者となることを辞退した場合
  - イ 調査基準価格未満の金額で入札を行って最低価格入札者となった者が、低入札調査要領第7条第1項第1号に該当した場合
- (3) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本工事に係る入札に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 当該調達案件は、新潟市建設工事一般競争入札実施要綱を適用しないものとする。
- (5) この入札説明書に規定のない事項については、新潟市契約規則、前払金の実施についての要綱、継続工事の部分払いの取扱要綱、新潟市政府調達に関する苦情の処理手続要領、指名停止要領、低入札調査要領等に定めるところによるものとする。

別紙（ランダム係数）

低入札価格調査における12（5）の失格基準となる価格の算出に用いるランダム係数は、全入札参加者の次に掲げるア、イ、ウの数値を用いて計算する。

- ア 入札書に記載された金額
- イ くじ入力番号
- ウ 入札書受信日時をエポック秒（1970年1月1日午前0時0分0秒(世界標準時)からの秒数）で表した数値の下3桁の数値

ランダム係数の算出は、下記1から順に行い、落札候補者が決定するまで行うものとする

- 1 ア・イ・ウの合計を51で除した余りを用いて、次の「ランダム係数対応表」から決定する。
- 2 ア・イの合計を51で除した余りを用いて、次の「ランダム係数対応表」から決定する。
- 3 ア・ウの合計を51で除した余りを用いて、次の「ランダム係数対応表」から決定する。
- 4 イ・ウの合計を51で除した余りを用いて、次の「ランダム係数対応表」から決定する。
- 5 ランダム係数を1.0000とする。

「ランダム係数対応表」

余り	係数	余り	係数	余り	係数	余り	係数	余り	係数
0	1.0000	10	1.0010	20	1.0020	30	1.0030	40	1.0040
1	1.0001	11	1.0011	21	1.0021	31	1.0031	41	1.0041
2	1.0002	12	1.0012	22	1.0022	32	1.0032	42	1.0042
3	1.0003	13	1.0013	23	1.0023	33	1.0033	43	1.0043
4	1.0004	14	1.0014	24	1.0024	34	1.0034	44	1.0044
5	1.0005	15	1.0015	25	1.0025	35	1.0035	45	1.0045
6	1.0006	16	1.0016	26	1.0026	36	1.0036	46	1.0046
7	1.0007	17	1.0017	27	1.0027	37	1.0037	47	1.0047
8	1.0008	18	1.0018	28	1.0028	38	1.0038	48	1.0048
9	1.0009	19	1.0019	29	1.0029	39	1.0039	49	1.0049
								50	1.0050